

新旧対照表

○学校教育法施行細則

新	旧
<p>(視覚障害者等についての通知)</p> <p>第十八条 政令第十一条の規定により、政令第二条に規定する者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（政令第五条第一項に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会は、県教育委員会に対して、十二月末日までに、特別支援学校就学該当者通知書（<u>別記第三号様式</u>）とともに、その者の学齢簿の謄本を送付しなければならない。</p> <p>(学齢簿の加除訂正の通知)</p> <p>第二十条 政令第十三条の規定により、市町村の教育委員会は、学齢簿の加除訂正をしたときは、速やかに、特別支援学校児童（生徒）学齢簿加除訂正通知書（<u>別記第四号様式</u>）により、県教育委員会に対して、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(区域外就学)</p> <p>第二十一条 政令第十七条の規定により、児童（生徒）のうち視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者を、区域外就学させようとするときは、その保護者は同条に規定する承諾書とともに、特別支援学校児童（生徒）区域外就学届出書（<u>別記第五号様式</u>）を、その児童（生徒）の住所の存する市町村の教育委員会を經由して、県教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(視覚障害者等についての通知)</p> <p>第十八条 政令第十一条の規定により、政令第二条に規定する者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（政令第五条第一項に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会は、県教育委員会に対して、十二月末日までに、特別支援学校就学該当者通知書（<u>第三号様式</u>）とともに、その者の学齢簿の謄本を送付しなければならない。</p> <p>(学齢簿の加除訂正の通知)</p> <p>第二十条 政令第十三条の規定により、市町村の教育委員会は、学齢簿の加除訂正をしたときは、速やかに、特別支援学校児童（生徒）学齢簿加除訂正通知書（<u>第四号様式</u>）により、県教育委員会に対して、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(区域外就学)</p> <p>第二十一条 政令第十七条の規定により、児童（生徒）のうち視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者を、区域外就学させようとするときは、その保護者は同条に規定する承諾書とともに、特別支援学校児童（生徒）区域外就学届出書（<u>第五号様式</u>）を、その児童（生徒）の住所の存する市町村の教育委員会を經由して、県教育委員会に届け出なければならない。</p>